

自 動 車 保 管 場 所 届 出 書 (新 規・変 更)				自動車の区分	登録・軽
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ		
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル	
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置					
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置		(変更前)			
上記の事項について届出をします。					
警察署長 殿		〒 ()		年 月 日	
		住 所		電 話	
		申請者 ふりがな 氏 名			

※必ずチェック
一つでも超えたら普通車
☐ 長さ 3 4 0
☐ 幅 1 4 8
☐ 高さ 2 0 0

◎ 行政書士の資格がない者が、報酬を得て、業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。
※ 罰則 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

- 備考 1 法第 5 条、第13条第 3 項及び附則第 7 項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第 7 条第 1 項（法第13条第 4 項及び附則第 8 号において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第 4 条第 1 項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

※ 申請代理人として、委任状により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。

1. 自己単独所有 2. 他人所有 3. 共有	自 動 車 登 録 番 号	旧車の車台番号（買替え及び廃車等の場合）	申請代理人・連絡先
-----------------------------------	---------------	----------------------	-----------